公益財団法人愛知県スポーツ協会倫理規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）の評議員、役員、会長等及び委員会委員等並びに職員（以下「役職員等」という。）並びに協会加盟団体及びその他の団体（以下「加盟団体等」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、協会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（役職員等の範囲）

第２条　この規程の対象となる役職員等の定義は、次のとおりとする。

(1) 評議員とは、定款第１４条に規定する評議員をいう。

(2) 役員とは、定款第２５条に規定する理事及び監事をいう。

(3) 会長等とは、定款第３２条に規定する会長及び副会長、同第３３条に規定する名誉会長、顧問及び参与をいう。

(4) 委員会委員等とは、定款第３９条に規定する愛知県スポーツ少年団の本部長、副本部長、常任委員及び委員、第４１条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員長及び委員等をいう。

(5) 職員とは、定款第４７条に規定する事務局職員をいう。

（基本的責務）

第３条　役職員等は、定款第３条に規定する目的を達成するため、関係法令や協会定款及び関係規程等を遵守する等コンプライアンスを確保するとともに、その職務を公正かつ誠実に履行し、協会を適正に運営しなければならない。

２　役職員等及び加盟団体等は、「公益財団法人愛知県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

（遵守事項）

第４条　役職員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、違法賭博、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

２　役職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

３　役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。

４　役職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び協会経理規程に基づく適正な処理を行うとともに、その他補助金等の利用に関し、適正な

使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守し、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

５　役職員等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

６　役職員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもってはならない。

（倫理委員会の設置）

第５条　この規程の実効性を確保するため、協会に倫理委員会を設置する。

２　倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

（違反した場合の処分等）

第６条　役職員等が第４条の遵守事項に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、理事長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等が本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(1)　評議員及び役員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第１５条及び第３０条に基づき必要な措置をとるものとする。

(2)　会長等及び委員会委員等の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。

(3)　職員の処分については、協会職員就業規程に基づき取扱うものとする。ただし、事務局長及びこれに相当する職員については、理事会の決議によるものとする。

２　理事長は、当該事案のうち、加盟団体等に調査・処分等を委ねることが適当と判断される場合については、加盟団体等に調査・処分等を委ねることができる。

（加盟団体）

第７条　加盟団体等は、本規程及び「公益財団法人愛知県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」の目的及び内容を十分に理解し、それぞれの団体内における倫理の確保に努めなければならない。

（加盟団体の処分）

第８条　協会加盟団体が、組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は協会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、協会加盟団体に関する規程に基づき取扱うものとする。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、理事会の日（令和２年６月２６日）から施行する。

附　則

この規程は、2026 年４月１日から施行する。